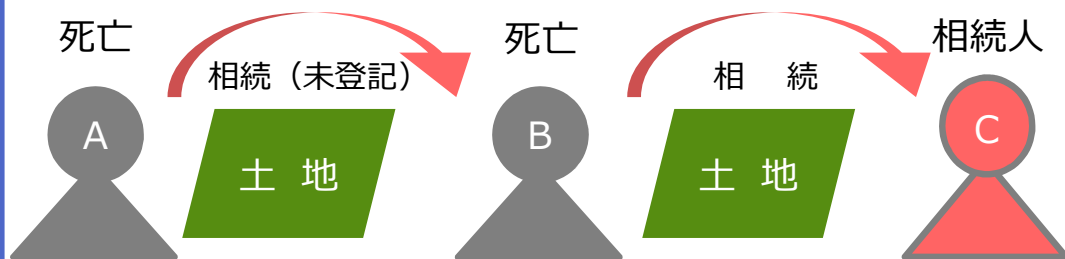


所有者不明土地等対策としての登録免許税の特例

① 現行措置（租特法第84条の2の3）の延長・拡充

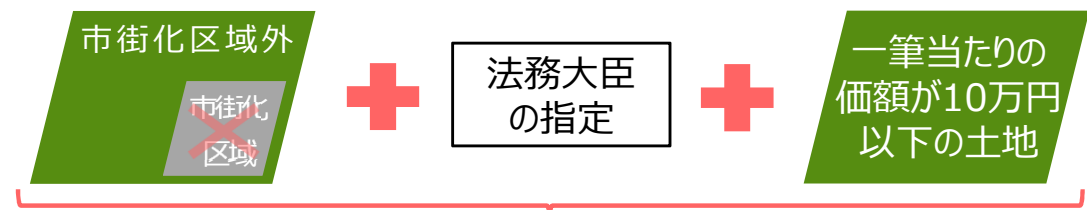
現行① 相続により土地を取得した方(B)が相続登記をしないで死亡した場合のその方(B)への相続登記

(租特法第84条の2の3第1項)



該当する場合は登録免許税を免税

現行② 市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため相続登記の促進を特に図る必要があるものとして法務大臣が指定する土地のうち、不動産の価額が10万円以下の土地に係る相続登記（租特法第84条の2の3第2項）



該当する場合は登録免許税を免税

(拡充) 撤廃

(拡充) 100万円に引上げ

これまで相続登記の促進に効果を上げてきた①②の措置の適用期限が令和4年3月末までであった。

適用期限を3年間延長(令和7年3月末まで)

上記右図②の措置の拡充

市街化区域内に所在する土地であっても、相続登記がされずに放置されている実態があった。

10万円を超える価額の土地であっても、相続登記がされずに放置されている実態があった。

適用対象となる土地に、市街化区域内の土地を加える

適用対象となる土地の上限価額について、10万円から100万円へ引上げ

② 改正不動産登記法により創設された新たな職権登記に係る措置の導入

相続人申告登記や、職権による住所等変更登記といった新たな職権登記は、登記の義務化等に伴う環境整備策として創設されたものである。

新たな職権登記については、いずれも非課税と整理